

第 6 章

計画の推進に向けて

第6章 計画の推進に向けて

第1節 計画の推進体制

第1項 府の推進体制

府関係部局で構成する「大阪府高齢者保健福祉施策推進会議」の開催等を通じて、関係部局が緊密な連携を図りながら本計画を推進します。

また、保健、医療、福祉等の専門家や学識経験者等で構成する「大阪府高齢者保健福祉計画推進審議会」を運営し、計画の進捗状況について点検・評価を行い、その内容について府ホームページ等を通じて公表します。

第2項 市町村・関係機関、地域住民等との連携

本計画や市町村計画の着実な推進に向けて、「市町村担当課長会議」の開催等を通じて、市町村と高齢者福祉施策に関する協議・検討や意見交換を行います。

また、府、市町村、関係機関・団体が適切に役割分担しながら緊密な連携を図り、地域住民等の理解と協力のもとに本計画を推進します。

第2節 市町村への支援・助言

本計画は、市町村計画の推進を支援するための計画であることから、この計画に掲げる大阪府の施策を通じて市町村の高齢者福祉事業及び介護保険事業の円滑な実施を支援するとともに、「ブロック会議」への参画をはじめ「ワーキングチーム」の設置、「圏域調整会議」の運営、「市町村担当課長会議」の開催等様々な機会を通じて、市町村計画が円滑に推進されるよう、支援・助言します。

また、市町村においても、関係部局間の連携を図り、高齢者に関する施策を総合的に展開するための体制を整備し、地域住民や関係機関等の理解と協力のもとに計画を推進するとともに、審議会等を運営し、専門家や被保険者の代表等の意見を聴きながら、毎年計画の進捗状況について点検・評価を行い、適宜公表することが必要です。

府では圏ごとや府内全体の計画進捗状況を取りまとめ、市町村に提供するなど、市町村計画の進捗状況に係る点検・評価についても支援します。

